## 規則

員  $\mathcal{O}$ 勤 務 時 間、 休 ・暇等に 関 はする規 則  $\mathcal{O}$ 部を 改正 す る 規 則 をここに 公布 す る

平成三十一年三月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

## 埼玉県人事委員会規則一三—五〇

員 の勤務時 間、 休暇等に関す る 規 則  $\mathcal{O}$ 部 を改 正 す る 規 텕

員  $\mathcal{O}$ 勤務時 間、 休 暇等 に関する規 則 (埼 玉県 人事委員会規 則 一 三 | 八  $\mathcal{O}$ 

部を次のように改正する。

四条  $\mathcal{O}$ <u>-</u>を 第 兀 条 の六 لح L 第 兀 条  $\mathcal{O}$ 次 に 次  $\mathcal{O}$ 兀 条 を 加 え る

(宿直又は日直の勤務)

兀 条の二 条例第六条の二第 \_ 項  $\mathcal{O}$ 委員 会 規 則 で 定 8 る 断 続 的 な 勤 務 は 次 に 撂

げる勤務とする。

本来の 勤 務 に 従 事 L な 11 で 行 う 庁 舎、 設 備 備品 類 等  $\mathcal{O}$ 保 全、 外 部  $\mathcal{O}$ 

連絡、文書の収受及び庁内の監視を目的とする勤務

一次に掲げる宿直又は日直勤務

イ 緊急又は 非常  $\mathcal{O}$ 事 態 に 備 え て 待 機 情 報  $\mathcal{O}$ 管 理 連絡 等  $\mathcal{O}$ た  $\emptyset$  $\mathcal{O}$ 勤 務

口 教 育 又 は 研 修  $\mathcal{O}$ 関 に お け る 生 活 指 導 等  $\mathcal{O}$ た 8  $\mathcal{O}$ 勤 務

ハ 動 物  $\mathcal{O}$ 餇 育 植 物  $\mathcal{O}$ 栽 培 等 を 行 う 施 設 に お け る 動 物 又 は 植 物  $\mathcal{O}$ 理 等  $\mathcal{O}$ た

めの勤務

二 入院患者及び入所者の管理のための勤務

ホ 入所施設等における自立支援等のための勤務

 $\sim$ 警察本部 又は 警察署に お 1 て 行 う 業 務  $\mathcal{O}$ 管 理 又 は 監 督  $\mathcal{O}$ た 8  $\mathcal{O}$ 

三 前二号の勤務に準ずる勤務

2 任命権 者は 条例 第 八条第 \_ 項 12 規定 す る 職 員  $\mathcal{O}$ 休 日  $\mathcal{O}$ 正 規  $\mathcal{O}$ 勤 務 時 間 ( 条 例

第六条  $\mathcal{O}$ 第 項に 規 定する 正 規 0 勤務 時 間 を 11 に お V て、 職員に 前 項

号に掲げる勤務と同様の勤務を命ずることができる。

第四条 の 三 任 命権者 は 職員に 前 条に規定 す る 勤務を命 ずる場合に は 当 該 勤 務

が過度にならないように留意しなければならない。

条 例 第 六 条 の 二 第 \_ 項 た だ 書  $\bar{o}$ 委員会 規 則 で定め る場合 は 前 条 第 \_\_ 項 各

時 に 間勤 掲げる勤 **鴻員等** 務 を (条例 命 じよ うとす 第二条第二項 Ź 時 間 に規 帯に、 定 当該勤務に する育児短 時 従 事す 間勤 務 る 職 職 員 員 等  $\mathcal{O}$ を Ď 5 11 育 う 児 短

下 同 以  $\mathcal{O}$ 員 に 当 該 勤務 を 命ず る こと が で き な 11 場 合 と す

(時間外勤務を命ずる際の考慮)

第 兀  $\mathcal{O}$ 兀 任 命 権 者 は 職 員 に 時 間 外 勤 務 **全** 例 第六 条  $\mathcal{O}$ 第二 項  $\mathcal{O}$ 規定 に 基 づ

- と 員  $\mathcal{O}$ う。 健 康及 以 下 び 同 福 祉 を害 を命 な ず V る ょ う に 考慮 は L な け れ 小 ば な  $\mathcal{O}$ 勤 6 な 務 を命 ず ŧ
- 旨 員 12 を い う。 分留 勤 権 務を要 意 は に な す 時 短 時 け 間 る 職 n 外 間 勤 ば を占 勤 務職 務 な 5  $\Diamond$ を 命 員 な る 職 ず 11 **(**条 員 る 場合に 例  $\mathcal{O}$ 正 第二 規 条第二項 は  $\mathcal{O}$ 勤 務 短 時 時 間 カュ 間 勤 ょ 5 第 り 務 短 職 兀 員 項 定 ま  $\mathcal{O}$  $\Diamond$ 正 で 規 に 5 ħ 規  $\mathcal{O}$ 勤 定 て 務 す 11 る 時 る 間 趣

(時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限

- 兀 て 9 カュ 1 四月 は 5 条 て三百 末 な  $\mathcal{O}$ 5 日 五. 日 ま な 六 V で 任 か +を 命 5 翌 時 1 権 年 う。 者 間 は の三月三十 次 以 下この 職員に 項に お -一 日 ま 時 条に 11 て 間 お 外 限 でを 勤 11 度 て 務 同 時 V を · う。 ľ 命ず 間 とい る 以 下 場 に う。  $\sum_{}$ 合 0  $\mathcal{O}$ VI 条に  $\overline{\phantom{a}}$ 7 は を超え 兀 お 五. 筃 V 7 て 時 月 勤務を 間 同 月 及 び  $\mathcal{O}$  $\overline{\phantom{a}}$ さ 初 せ に 日
- ことが 大幅 必 要が 前 な 項 で あ  $\mathcal{O}$ 増 きる。 る 規 加 場合 等 定 12 に 伴 に カュ は 1 カュ 臨 わ 時 次 6 に 又 ず は 掲 緊 げ 任 急に る 命 時 権 限度時 間 者 は 及 び 間 月 通 数 常予 を超えて  $\mathcal{O}$ 見す 範 井 職 内 ること 員に で 時 時  $\mathcal{O}$ 間 間 で 外 き 外 勤務を 勤 な 務 11 を 業 命 務 ず ず 量  $\mathcal{O}$
- 一 一箇月において百時間未満
- 二 一年において七百二十時間
- 間 箇月  $\mathcal{O}$ 月 及 \_ ごと 筃 び 月 五. 当た 筃 に 区 月 り 分  $\mathcal{O}$ 期  $\mathcal{O}$ た 平 間 均 各 を 時 加 期 間 間 え に た に 当該 2 そ 1 れ ぞ 各 て 八 れ 期 + $\mathcal{O}$ 間 時 期  $\mathcal{O}$ 間 直 前 に お  $\mathcal{O}$ 11 箇月 て 時 間 外 一箇月、 勤 務 を命ずる 三箇 月、
- 匹 V 7 \_ 六 年  $\mathcal{O}$ 月 う 5 筃 月 に お 11 て 兀 +五. 時 間 を超 え 7 時 間 外 勤 務 を 命 ず る 月 数 0
- 3 ょ に 0 任 命 間 て 外 勤 者 時 務  $\mathcal{O}$ は を命ず 必 要が 大 規 る 模 あ ことが 災 る場合 害  $\sim$ で に  $\mathcal{O}$ は、 きる 対 応 前二 そ  $\mathcal{O}$ 項 他 に 公 規 務 定する  $\mathcal{O}$ 運 営 時 上 真 間 に 又 は P 月 む 数 を を 得 超え な 11 7 事 職 由 員
- 4 員 六 6  $\mathcal{O}$ 任 な 健 月 命 以 康 権 内  $\mathcal{O}$ 者 確 は に、 保 当該 に 前 最 項 大 0 時 限 規 間 定 外  $\mathcal{O}$ 12 勤 配 基 務に 慮 をするとと づき職員 係 る要 因 に ŧ 時  $\mathcal{O}$ に、 整 間 理、 外 勤 \_\_\_ 分析 年 務  $\mathcal{O}$ を 末 命 及 び 日 じ 検  $\mathcal{O}$ た 꽢 証 場 を 日 合 行 か に わ は 6 起 な 算 け 当 該 n ば 7
- 5 又 第 る 六条 勤 務 例 を 急 第  $\mathcal{O}$ 三を 六 命  $\mathcal{O}$ ľ 必 条 なけ 要が の 二 次  $\mathcal{O}$ れ あ 第 ば Š る 公 場合 項 に 務 改 た  $\mathcal{O}$ で だ 8 運営 あ る L 書 0 に著 て、  $\mathcal{O}$ 委員 L 当 該 11 会 支障 育 規 児 則 が 短 で 生ず 時 定 間 8 ると 勤 る 場 務 認 職 合  $\otimes$ 員 は 6 等 れ に ると 同 務 項  $\mathcal{O}$ きとす E た 規 8 定 臨 る。 時

(育児短時間勤務職員等についての適用除外等)

六  $\mathcal{O}$ は 適 用 条 な  $\mathcal{O}$ VI 及 U 第 条  $\mathcal{O}$ 兀 カュ b 第二条ま で  $\mathcal{O}$ 規 定 は 育 児 短 時 間 務

及 0 U 7 九 兀 は 分 の 三 日 に 除 を超 9 き え 七  $\mathcal{O}$ な 時 下 間 に V \_ 兀 を 削 五. 以 分 り 下  $\mathcal{O}$ 同 範 同 じ 井 条 内  $\mathcal{O}$ を 次 に 加 に お え 次 V  $\mathcal{O}$ て 、そ 二条を加 日 Þ  $\mathcal{O}$ 雇 他 11  $\mathcal{O}$ える 入 職 n 員 5 れ 0 る 11 員

(非常勤の職員の休暇等)

九 次 条  $\mathcal{O}$ 休 休  $\mathcal{O}$ 暇 暇 とす は 有給 非 Ź 常  $\mathcal{O}$ 勤 休  $\mathcal{O}$ 職 暇 員  $\mathcal{O}$ 休 特 暇 别 は 休 暇 年 は 次 有 休 暇 給 又 は 特 無 別 給 休 暇  $\mathcal{O}$ 休 及 暇 び لح 組 合 休 暇と 組 合 す

き そ で る 任命 年 数  $\mathcal{O}$ 九 数 条 日 権 及 応 数は の 三 勤 勤 者 じ び  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 週所 が 職 て、 職 定 員 員 非 常常 週 8 に 定 لح 週 間 る あ 勤 勤 日 務 間 て 0  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 数と て 任 日  $\mathcal{O}$ 勤 職 は 勤 務 用 員 務 時 す さ  $\mathcal{O}$ (週  $\mathcal{O}$ 時 間 れ 年 以 年 間 が た 次 二 十 場 度 外 が 休 合 暇  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 期 + 九 に 所 は 定 間 九 時 は 勤 時 間 に 務 間 暦 ょ 以  $\mathcal{O}$ 未 上 年 年 日 0 数 満 て  $\mathcal{O}$ 度 に 所 非  $\mathcal{O}$ ょ (常 定 非 常 る に 応 勤 常 勤 勤 年 ľ 務 勤  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 7 日  $\mathcal{O}$ 数 職 員 員 <u>二</u> 十 が 員 に と が 定 12 退 あ  $\mathcal{O}$ あ 休  $\otimes$ 職 日 0 暇 6 7 後  $\mathcal{O}$ 0 れ T は 引 拼 は 勤 7 き 勤

- る 期間 有給 لح  $\mathcal{O}$ 特 す る 別 休 暇 は 次  $\mathcal{O}$ 各号 に 掲 げ る 休 暇 کے `` そ  $\mathcal{O}$ 期 間 は 当 該 各 号 に 定 8
- 例第五 者に 員そ る通 は 非 疾 常 あ 勤  $\mathcal{O}$ +他 9 勤 非  $\mathcal{O}$ に て 労 <del>--</del> 号) は 働 常 職 カコ カコ 同 者 勤 員 災 法 0  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ が 第 た 適 害 職 公 場合 補 用 員 務 七 条 償 を  $\mathcal{O}$ 上 受け 第 保 公 負  $\mathcal{O}$ 休 険 務 暇 項 法 る 災 害補 に 者 その 規 昭 に 若 定 和 償 あ す 療 等 0 <  $\dot{+}$ 養 る て に は に 通 は 関 疾 年 勤 同 す 病 必 条例 要 法 を る 12 な 律 条 11 カュ う。 例 期 第 第 カン 二条 五. 間 十号 昭 に  $\mathcal{O}$ 和 又 ょ 兀 は 第 十 二  $\mathcal{O}$ 通 ŋ 負 適 勤 \_ 年埼 傷 用 項 に 議 を 受 規 玉 け 定  $\mathcal{O}$
- 日 第 満 + $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 期 非 た \_ 条第 定 な 常 間 勤 ょ が 勤 11 非 務 0  $\mathcal{O}$ \_ 常 項 + 日 7 第 所 九 勤 員 時 定 七  $\mathcal{O}$ に 勤 間 あ 号 応 務 未 員 に 0 掲 じ 日 に 7 7 数 あ は げ  $\mathcal{O}$ る場合 三 が 非 0 兀 定 7 日 日 常  $\emptyset$ 勤 は っ た  $\mathcal{O}$ 6 そ  $\mathcal{O}$ 範  $\mathcal{O}$ だ 休 れ 職  $\mathcal{O}$ 井 暇 員 勤 内 L 7 で に V 任 る あ す 当 \_\_\_ 該 週 命 る 非 0 期 常 間 て 日 数) 者 勤 は 間  $\mathcal{O}$ 勤 週 が  $\mathcal{O}$ に 定 所  $\mathcal{O}$ お 務 定 範  $\otimes$ 員 け 時 に 勤 る 間 あ 務 内 勤 が 期 <u>二</u> 十 務 日 で 0 日 て は 数 九 週 が 時 間 兀  $\mathcal{O}$ 間
- $\mathcal{O}$ 条第 期 項 第 五. 号 に 掲 げ る 場 合  $\mathcal{O}$ 休 睱 別 表 第  $\mathcal{O}$ 日 欄 掲 げ る 日
- 兀 第 + 第 項 第 九 号 掲 げ る 場 合  $\mathcal{O}$ 休 睱 そ  $\mathcal{O}$ 都 度 必 要 認 8 5 n る 期

- 六 五. 必 لح 8 第 b 項 n 第 る 期 +\_\_ 号 に 掲 掲 げ げ る る 場 合  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 休 休 暇 七  $\mathcal{O}$ 日 都  $\mathcal{O}$ 度 範 必 用 内 に お  $\otimes$ 11 6 7 n そ る  $\mathcal{O}$ 期
- 七 る 間 第  $\mathcal{O}$ +す 特 \_ 条 別 第 休 項 は 第 次 + $\mathcal{O}$ 号 各 号 に に 掲 掲 げ げ る る 合 休 暇  $\mathcal{O}$ 休 睱 そ 連  $\mathcal{O}$ 期 す 間 る は 七 日  $\mathcal{O}$ 該 範 各 井 号 内 に  $\mathcal{O}$ 定 期 間  $\chi$
- 日 定 範囲 て は 務 8  $\mathcal{O}$ 前 範 内 時 項 5 第 井 n  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 間 年度 が て 期 内 \_ 間 号 で 11 る 任 に +لح に 命 非 お 九 定 時 権 常  $\Diamond$ V 7 者 勤 間 る が 週 週  $\mathcal{O}$ 以 以 職 所 間 定 外 8 員 定  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ る に 勤 勤 非 負 期 あ 務 務 傷 間 0 時 日 勤 又 7 数 間  $\mathcal{O}$ は は 疾 が 職 週  $\stackrel{-}{-}$ 員 病 \_\_ +  $\mathcal{O}$ 以 に に 年 外 九 係 あ 時 度  $\mathcal{O}$ 0 る 期 療  $\mathcal{O}$ 間 7 間 所 未 は 養 定 に 湍  $\mathcal{O}$ 勤 ょ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ た 務 0 非 年 8 常 T 度 日  $\mathcal{O}$ 数 所 勤 に 定  $\mathcal{O}$ お 睱 勤 職 12 11 応 務 員 7 ľ 日 に 凋 T 数 間 あ 日 +が 0  $\mathcal{D}$  $\mathcal{D}$
- て 非 常 は 勤 十  $\mathcal{O}$ 匝 職 週 員 間  $\mathcal{O}$ 出 前 産  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 場 日 か 合  $\mathcal{O}$ 6 産 休 後 暇 八 週 出 間 産 を 予 経 定 過 日 す 六 る 週 ま 間 で 多  $\mathcal{O}$ 胎 期 間 奸.  $\mathcal{O}$ 合 12 あ
- 三 認 第  $\otimes$ + 6 \_\_ 条 れ 第 る 期 項 第 \_ 号  $\mathcal{O}$ に 掲 げ る 場 合  $\mathcal{O}$ 休 暇 同 号 に 定  $\otimes$ る 範 井 内 で 必 要
- 兀 認 第十  $\otimes$ 5 <del>--</del> れ 条 第 る 期 間 項 第 \_ 号  $\mathcal{O}$ 三 に 掲 げ る 場 合  $\mathcal{O}$ 休 同 号 に 定 8 る 範 井 内 で 必 要
- 五. 指 妊 必 要と 導 娠 事 中 認 項  $\mathcal{O}$ 8 を 非 常 守 5 れ る 勤 た る  $\mathcal{O}$ 期  $\otimes$ 勤 員 が 務 母 L な 子 保 11 健 法 が Þ 規 定 む を す 得 る な 保 い 健 کے 指 認 導 又  $\Diamond$ 6 は れ 健 る 康 場 診 査 合  $\mathcal{O}$ 休 暇 づ
- 六 時 定 に 間 間 第 勤 +以 ょ が 務 0 \_ 条第 7 + 日  $\mathcal{O}$ 数 所 九 非 時 定 常 勤 に 間 項 勤 応 務 未 第  $\mathcal{O}$ じ 満 職 日 \_\_ 数 7  $\mathcal{O}$ 員 号 + が 非 に  $\mathcal{O}$ 兀 定 常 あ 兀 日 8 勤 に 0  $\mathcal{O}$ 掲 b  $\mathcal{O}$ 7 範 職 は れ げ 7 員 井 +る 内 場 V に 兀 で る あ 日 合 非 任  $\mathcal{O}$ 0  $\mathcal{O}$ 常 休 命 7 権 勤 は 井 者 凋  $\mathcal{O}$ 内 が 職 所  $\mathcal{O}$ \_\_ 定 員 定 期 週 8 に 勤 間 間 る あ 務 لح  $\mathcal{O}$ 期 0 勤 日 間 7 数 務 は 時 週 週 間 以 間 が  $\mathcal{O}$ 年 外  $\mathcal{O}$ +  $\mathcal{O}$ 勤 務 期  $\mathcal{O}$ 九
- 七 労 働 準 法 日 第 六 口 各 +七 Þ  $\equiv$ 条 に 規 定 す る 生 後 満 \_ 年 に 達 L な 11 子 を 育 て る 合  $\mathcal{O}$ 育
- 八 7 小 で 校 ま を で 認 養  $\mathcal{O}$ 育 始  $\mathcal{O}$  $\otimes$ す 子 6 期 が れ る 達 非 る 常 す 人 以 合 勤 る 上  $\mathcal{O}$ ま  $\mathcal{O}$ 職  $\mathcal{O}$ 休 で 場 暇 員  $\mathcal{O}$ 合 子 が 当 配  $\mathcal{O}$ 該 偶 年 0 7 度 子 者 に は  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ お 看 子 護 +VV を 7 日  $\mathcal{O}$ 含 五. た  $\mathcal{O}$ 日 8 範 勤 小 務 下 用 内 な  $\mathcal{O}$ 校  $\mathcal{O}$ 就 期 号 11 お が 1/1
- 九 介 家 族 下 同 偶 者 届 父 母 出 を 子 な 配 11 が 偶 者 事 実  $\mathcal{O}$ 父 上 婚 母 及 姻 関 び 第 係 十三 لح 同 条 様 第  $\mathcal{O}$ 事 情 項 各 に 号 あ る 掲 者

人 相 営 る 以 当 25 で  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ あ 場 る 支 0 لح 筪 合 7 認 に が あ あ  $\otimes$ 0 6 る 7 n 者 病 は る 又 11 +合 う は 日  $\mathcal{O}$ 老 休 暇 下  $\mathcal{O}$ 範 同 井 U n \_ 内  $\mathcal{O}$  $\overline{\phantom{a}}$ 年  $\mathcal{O}$ 期 度  $\mathcal{O}$ 間 に 介 以 お 護 築 11  $\mathcal{O}$ 7  $\mathcal{O}$ 期 五. た 日  $\aleph$ 勤 わ 要 務 た 介 L n 護 な 日 家 1 族 が

- + に 12 お 要 介 お 11 7 て 1 九 十三 必 家 T 要 勤 لح 務 日  $\mathcal{O}$ 認 L を 超 な 護 8 をす え 6 11 な れ Ź る لح V 期 が 範 た 間 相 井 め、 当 内 要介 で指 で あ 定 護 ると認め 家族 す る期 لح 間 ら れ に 以 る 下 三 場 合 指 口 を  $\mathcal{O}$ 定 超 休 期間」 暇 え ず、 指定期 という。 カュ 0 間 誦
- +口 連 続 間 れ る 日 要 場合 に す 介 要介 る  $\mathcal{O}$ 護 期 る 0 \_\_ き定 部 家族 間 に 三 護 家族 年 12 あ 80 に  $\mathcal{O}$ 0 0 期 き 係 T 5  $\mathcal{O}$ 勤 間 は る 介 れ 務 指 護 た 内 当該 勤 に L 定 を 務 な 期 す お 時 る 減 11 1 間 こと と重 じ 間 て た た か \_  $\Diamond$ 日 残 が 複 5 要 五 相 に す り 介 時 当 0 る  $\mathcal{O}$ 護家族ごと 間 き \_\_ 期 時 で 間) 兀 あ 間 十五 ると認 時 を を超え 除 間 分を < (当 に 8 な 減 該 ら 連 じた 非常 内に 11 n 続 る 範 す 時 場 お 井 勤 る 三 内 間  $\mathcal{O}$ 合 V で が 職 て  $\mathcal{O}$ 年 員 休 必  $\mathcal{O}$ 時 E 要と 暇 日 間 0  $\mathcal{O}$ 間 を 1 当 勤 該 7 務 下
- 十三 十 二 合 休 第十 生 暇 理 は  $\mathcal{O}$ 条第 た 任 8 命 勤 項 権 務 者 第 が  $\mathcal{O}$ +著 承 兀 認 号 < を得 に 木 掲 難 7 げ な 登録 場 る 場 合 合 さ  $\mathcal{O}$ れ 休  $\mathcal{O}$ た 休 職 員 必 寸 要 必 体 要 と  $\mathcal{O}$ لح 認 業 認 8 務 8 6 6 れ 従 れ る 事 る す る
- 員 寸  $\mathcal{O}$ に 体 لح 登録 従  $\mathcal{O}$ L ざれ 事  $\check{\ \ }$ て す れ 当 る場 該 た 5  $\mathcal{O}$ 機 職 合 機 関 員 関 寸 に  $\mathcal{O}$ 限 業 体 に 相当す 務  $\mathcal{O}$ る。 に 規 従 約 Ź 事 に  $\mathcal{O}$ 定 休 機 す 関 暇 る  $\emptyset$ 場合 る لح  $\mathcal{O}$ し、 業務 機 及 関 で で当該職 び 第 登  $\mathcal{O}$ 十二条 年 録 度 さ 員 に れ 寸 た 第 0 体 職 11 て三十 項  $\mathcal{O}$ 員 業 4 で 務 体 定 日 لح 8  $\mathcal{O}$ 認 加 る  $\mathcal{O}$ 範  $\otimes$ 入 機 す 関 井 5 れ 内 る  $\mathcal{O}$ る 上 部 成
- 5 る  $\mathcal{O}$ 期間 休 第二 項  $\mathcal{O}$ 第 V ず 号 れ カュ 用  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 期 休 日 間 暇 に が 勤 継 務 六 す 月 る 7 カン 非 六 6 常 月 九 勤 以 月 上 ま  $\mathcal{O}$ 職 で 員 カュ  $\mathcal{O}$ つ、 に 期 限 間 六 内 ŋ 月 に 取 お 得 日 け す カュ る る 6 原 九 則 لح 月 لح  $\Xi$ が L で +7 き 日 連 る ま で す
- $\mathcal{O}$ 年度 第三 T  $\mathcal{O}$ 項 る  $\mathcal{O}$ 第 所 員 定 八  $\mathcal{O}$ 又 号 勤 は 限 務 週 及 以 n 日 び 数 外 第 取得 が 九  $\mathcal{O}$ 百 期 号 三 十 す 間  $\mathcal{O}$ る に 休 こと 暇 <del>---</del> 日 は 0 が 以 7 で 上 勤 \_ き で 務 週 る あ 間 日 る が  $\mathcal{O}$ 勤 定 Ł  $\emptyset$ 務  $\mathcal{O}$ で 日 6 が あ れ 三日 7 0 て、 V 以 る 六 非 上 月 常 と 以 さ 勤 上 れ  $\mathcal{O}$ 継 職 7 員 1 る 勤 で 務 非
- $\mathcal{O}$ 定 項 中 第三 六 項第 号 及 CK は 第 \_\_\_ 年」  $\mathcal{O}$ لح 休 読 4 替 0 え 11 る 7 Ł 準 用  $\mathcal{O}$ す す る  $\mathcal{O}$ 合
- 8 下 項 項 第 お 十 号 11 7  $\mathcal{O}$ 休 暇 九 は、 日 当 経 該 過 休 暇 日  $\mathcal{O}$ 期 لح 間 い う。  $\mathcal{O}$ 初 日 カュ を 超 5 え 九 十三 て 引 き 日 続 を 経過 き在 職 する す る こと (以

合を除 ま が で 見込まれる場合に  $\mathcal{O}$ 間に、任期が 満了し、 取得することができる かつ、 引き続き採用され (九十三日 経過 な いことが 日 カュ ら一年を経過する 明ら かである場

と の場合にお の勤務時間の時間数すべて」と読み替えるものとする。 第十二条第二項から第 いて、 第十二条第五項中 五 項ま で  $\mathcal{O}$ 規定 七 時 は 間四 第 兀 十五分」とあるの 項の 休 暇 に 0 V は、 て 準 用す 「勤務日ご る。

附 則

2 1 定及び 項 この この 一日ま 一年四月以降 (第三号に係る部分 規則による改正後 規 則 同条の次に二条を で は、  $\mathcal{O}$ 間、 0 平 ·成三十 期間に限る。 同号 に限る。 中一  $\mathcal{O}$ 加 職員の がえる 改 年四 五箇月の  $\smile$ 月 」と読み替えるものとする。 の規定の適用については、平成三十一年八月三 勤務時間、休暇等に関する規則第四条の五第二 正規定は、 期間」とあ 日 カゝ 5 施行する。 平成三十二年四月一 るのは、「五箇月の期間(平成三 ただ 第十九条 日 から施行する。  $\mathcal{O}$ 改正 規